

目 次

憲 法

日本國憲法

第一編 健康保険関係

健康保険法	二七
健康保険法施行令	二三
健康保険法施行規則	二二
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養	二一
健康保険法第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第三項の規定に基づき厚生大臣の指定する疾病	二〇
健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	一九
健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付	一八
健康保険法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病	一七

第二編 厚生年金保険関係

厚生年金保険法	二七
厚生年金保険法（抄）〔昭和60年改正前〕	二六
厚生年金保険法施行令	二五
厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令	二四
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令	二三
厚生年金保険法施行規則	二二
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（抄）	一二

健康保険法施行規則第九十八条规定第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二七
 健康保険法施行規則第一百六条第一項第八号及び第一百七十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二七
 健康保険法施行規則第一百六条第二項第三号及び第一百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二七
 健康保険法施行規則第一百六条第二項第三号及び第一百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………二七

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令 九五
平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令 九五

九五

第三編 船員保険関係

船員保険法 九九

船員保険法施行令 一〇三

船員保険法施行規則 一〇九

船員法 (抄) 一八五

船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令 一八七

第四編 国民健康保険関係

国民健康保険法 一九三

国民健康保険法施行令 一三四

国民健康保険法施行規則 一三〇

第五編 国民年金関係

国民年金法 三七一

国民年金法 (抄) (昭和60年改正前) 一四五

国民年金法施行令 一四四

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (抄) (昭和61年) 一五五

一五五

第六編 社会保険関係参考法規

社会保険審査官及び社会保険審査会法 一七八

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令 一九五

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則 一八〇

確定拠出年金法 一八三

確定給付企業年金法 一八六

年金積立金管理運用独立行政法人法 (抄) 八四

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令 (抄) 一八六

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (抄) 一八七

日本年金機構法 一八八

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成元年) 一六九
国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成六年) 一三四
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令 一三九

一三九

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改
正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省
令 一九九

年金生活者支援給付金の支給に関する法律.....	一八三
年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令.....	一九〇
年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則.....	一九五
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時 効の特例等に関する法律.....	一九九
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時 効の特例等に関する法律施行規則.....	一九〇
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時 効の特例等に関する法律施行規則.....	一九四
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時 効の特例等に関する法律施行規則.....	一九四
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に 関する法律施行令(抄).....	一九三
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に 関する法律施行規則.....	一九五
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の 遅延に係る加算金の支給に関する法律.....	一九六
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の 遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則.....	一九七
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の 遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則.....	一九八
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の 遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則.....	一九九
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改 正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令.....	一九五

第二編 厚生年金保險關係

厚生年金保険法

昭和二十九年五月一九日法律第一一五号
(昭和一六年法律第六〇号の全部改正)
令和六年六月一四日法律第五一二号

被保險者

4 前項の認可を受けよつとするときは、当該事

業所の事業主は、当該事業所に使用される者第十二条に規定する者を除く。の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

適用除外

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、
 働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失
 することができる。

のいずれかの要件に該当するもの
イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満で

厚生年金保険の被保険者としない
一、臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げる者。

たなし。人に掲げる者にあへては一月を超えて、
口に掲げる者にあつては定めた期間を超えて、
一月を過ぎて使用せらるゝ三つの場合を除く。

イ　日々雇い入れられる者
ロ　二月以内の期間を定めて使用される者で
うつて、当該三つの期間を重複して使用されし

使用される船員を除く。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合は、この限りない。

四 臨時的事業の事業所に使用される者たた
し、継続して六月を超えて使用されるべき場
合は、この限りでない。

五 事業所に使用される者でおつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用され、直ちに労働者（当該事業所）に与えられ、直ちに

常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令による、労働条件、労働時間の基準を

従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。)の一週間に就き、(1)労働時間の合計、(2)賃金額の合計、(3)賃金率の合計、(4)賃金率の平均を算出する。

労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定

おいで同じ。又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の

一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまで

<p>資格喪失の時期</p> <p>資格取得の時期</p>	<p>いづれかの要件に該当するものであること。</p> <p>一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。</p> <p>口報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例によ算定した額が、八万八千円未満であること。</p> <p>八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒の同法第八十一条に規定する大学の学生その他厚生労働省令で定める者であること。</p> <p>〔委〕 第五号 厚生労働省令（昭和三、第五号ハ） 厚生労働省令（昭和四、九の五、第五号ハ） 厚生労働省令（昭和四、九の六、第五号ハ）</p> <p>第九条の規定による被保険者は、適用される事業所が適用事業所となつた日又は使用される事業所が適用事業所となつた日以後に該当しなくなつた日に、被保険者の資格を取得する。</p> <p>2 第十条第一項の規定による被保険者は、同項の認可があつた日に、被保険者の資格を取得する。</p> <p>第十四条 第九条又は第十一条第一項の規定による被保険者は、次の各号のいづれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に前条に該当するに至つたときは、又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一 死亡したとき。</p> <p>二 その事業所又は船舶に使用されなくなつたとき。</p> <p>三 第八条第一項又は第十一條の認可があつたとき。</p> <p>四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。</p> <p>五 七十年に達したとき。</p>
-------------------------------	--

被保険者の
資格の確認
の種別に係る
変更が生じた場合
に得喪する資格

農業の被
保険者

